

平成23年6月10日

第2290号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（267・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による医療機関の指定（268・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による指定医療機関の変更（269・福祉政策課）…………… 2
- 平成23年度秋田県毒物劇物取扱者試験の実施（270・医務薬事課）…………… 2
- 青少年に有害な図書類の指定（271・県民文化政策課）…………… 3
- 基本測量終了の通知（272・建設管理課）…………… 3
- 公共測量終了の通知（273・建設管理課）…………… 3
- 建設業の許可の取り消し（274・秋田地域振興局総務企画部）…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了（275・由利地域振興局建設部）…………… 4

公 告

- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（山本地域振興局農林部）…………… 4

公安委員会告示

- 交通誘導警備業務に係る検定の実施（55・生活安全企画課）…………… 5

告 示

秋田県告示第267号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成23年6月10日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
公立米内沢総合病院	北秋田市上小阿仁村病院組合	北秋田市米内沢字林ノ腰3番地	平成23年3月31日
きりん薬局	株式会社ジャスファーマ	南秋田郡八郎潟町川崎字貝保99-2	平成23年4月30日

秋田県告示第268号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成23年6月10日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
北秋田市立米内沢診療所	北秋田市長	北秋田市米内沢字林ノ腰3番地	内科、小児科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、リハビリテーション科	平成23年4月1日

秋田県告示第269号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成23年6月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名 又は名称	所 在 地	変更事項		変更年月日
			変更前	変更後	
トマト薬局	北海道ファーマラ イズ株式会社	大館市比内町扇田 字山崎46-5	株式会社ハイレン メディカル	北海道ファーマラ イズ株式会社	平成23年4月18日
なの花薬局		大館市御成町三丁 目2番5号			

秋田県告示第270号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、次のとおり平成23年度秋田県毒物劇物取扱者試験を実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、告示する。

平成23年6月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成23年9月8日（木）午後1時30分から午後4時まで

(2) 場所

秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎8階大会議室

2 試験の種類

(1) 一般毒物劇物取扱者試験

(2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験

(3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

3 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあっては規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては規則別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験（筆記による）

毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあっては規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては規則別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

4 受験申込みに必要な書類

(1) 受験願書（各保健所で配布） 2部

(2) 添付書類

ア 戸籍抄本又は住民票（本籍地の記載のあるもの、発行の日から6か月以内のもの） 1通

イ 写真（受験願書提出前6か月以内に脱帽で上半身を正面から撮影した縦4.5センチメートル横3.5センチメートルのもので裏面に氏名及び生年月日を記載したもの） 1枚

5 受験願書受付期間及び場所

(1) 受付期間

平成23年6月15日（水）から同年7月15日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

郵送による場合は、平成23年7月15日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 受付場所

住所地を所管する保健所（各地域振興局福祉環境部及び秋田市保健所）に提出すること。

6 受験手数料

(1) 額

10,500円

(2) 納付方法

受験願書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

7 合格者の発表

平成23年9月30日（金）に県庁正面公告板に受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

8 試験についての問い合わせ先

健康福祉部医務薬事課医務・薬務班（電話018-860-1407）

秋田県告示第271号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号）第9条第1項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成23年6月10日から施行する。

平成23年6月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

図書

指定番号	図 書 名	発 行 所	発 行 日
10662	コミックMate 6月号	株式会社一水社	平成23年4月16日
10663	働く美女の誘惑下着	株式会社サン出版	平成23年6月1日
10664	発情ナースMAX	株式会社オークス	平成23年5月11日
10665	ふしだらすぎる半熟女	ミリオン出版株式会社	平成23年7月1日
10666	爆乳ナース白衣のお仕事	株式会社一水社	平成23年5月15日
10667	ロリータ (裏) 清純美少女	株式会社サンデー社	平成23年5月13日
10668	女子校生中出しスペシャル	株式会社ブレインハウス	平成23年6月15日
10669	ニャン倶楽部 7月号	株式会社コアマガジン	平成23年7月15日
10670	メガベッピンVOL.20 6月号増刊	株式会社ジーオーティー	平成23年5月7日
10671	艶女交際	株式会社オークス	平成23年6月13日
指定理由	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。		

秋田県告示第272号

平成21年秋田県告示第550号の基本測量について、平成23年3月31日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成23年6月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県告示第273号

平成22年秋田県告示第587号の公共測量について、平成23年3月18日終了した旨大仙市長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成23年6月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県告示第274号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年6月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 処分をした年月日
平成23年6月1日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
合資会社鈴木工務店
秋田市茨島二丁目8番11号
無限責任社員 鈴 木 優
秋田県知事許可（般-21）第2312号
- (3) 処分の内容
土木工事業、管工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成23年6月1日付けで土木工事業、管工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日
平成23年6月2日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社ソシオプランニング
秋田市外旭川字神田571番地の2
代表取締役 武 田 悦 雄
秋田県知事許可（般-18）第80238号
- (3) 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業及びは装工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成23年6月2日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びは装工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第275号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により平成23年3月30日付け指令由建—2224で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年6月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所及び氏名
由利本荘市川口字八幡前261番地
池田薬品株式会社
代表取締役 池 田 晃 司
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
由利本荘市石脇字田尻野8番3、8番4、8番10、8番11、8番49及び8番55

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三種町泉八日土地改良区から次のとおり役員の内任及び就任の届出があったので同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年6月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 退任理事の住所及び氏名

山本郡三種町森岳字槻田54番地	唐 土 義 弘
〃 〃 〃 川尻字川尻昼根下12番地	関 弘
〃 〃 〃 字川尻昼根下39番地1	杉 沢 豊 久
〃 〃 〃 森岳字泉八日93番地1	大 越 秀 悦
〃 〃 〃 字泉八日22番地	石 井 周 一

山本郡三種町森岳字昼根24番地 1
 〃 〃 〃 字泉八日18番地
 〃 〃 〃 字泉八日68番地

伊 藤 章
 石 井 義 則
 安 藤 義 隆

2 就任理事の住所及び氏名

山本郡三種町森岳字槻田54番地
 〃 〃 川尻字川尻昼根下12番地
 〃 〃 森岳字泉八日18番地
 〃 〃 〃 字泉八日93番地 1
 〃 〃 〃 字昼根24番地 1
 〃 〃 〃 字泉八日22番地
 〃 〃 川尻字川尻昼根下39番地 1
 〃 〃 森岳字泉八日68番地

唐 土 義 弘
 関 弘
 石 井 義 則
 大 越 秀 悦
 伊 藤 章
 石 井 周 一
 杉 沢 豊 久
 安 藤 義 隆

公 安 委 員 会 告 示

秋田県公安委員会告示第55号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により公示する。

平成23年6月10日

秋田県公安委員会委員長 芳 賀 京 子

1 検定を実施する警備業務の種別及び級並びに実施日時及び場所

(1) 学科試験

種別及び級	実 施 日 時	実 施 場 所
交通誘導警備業務2級	平成23年9月13日(火) 午前9時30分から午前11時まで	潟上市飯田川下虻川字井戸沢41番地 八郎潟ハイッ

(2) 実技試験

学科試験の合格者に対して、次のとおり実技試験を行う。

種別及び級	実 施 日 時	実 施 場 所
交通誘導警備業務2級	平成23年9月30日(金) 午前9時30分から午後4時まで	潟上市飯田川下虻川字井戸沢41番地 八郎潟ハイッ

2 定員

30人（先着順に受付け、定員になり次第締め切る。）

3 受検資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 秋田県内に住所を有する者
- (2) 秋田県外に住所を有し、かつ、秋田県内の営業所に所属している警備員

4 受検申請手続

(1) 申請受付期間

平成23年8月1日（月）から同月5日（金）までの午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

申請者の住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚

ウ 秋田県内に住所を有する者は、住所を疎明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写し等）、若しくはその者が秋田県内に所在する営業所に所属していることを疎明する書面（営業所所属証明書）のいずれか1通

エ 秋田県外に住所を有し、かつ、秋田県内の営業所に所属している警備員にあつては、当該営業所に所属していることを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通

オ 代理人が提出する場合は、本人からの委任状 1通

(4) その他

検定申請書の提出は、申請者又はその委任を受けた代理人によることとする。

5 手数料

14,000円

検定申請書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。ただし、検定申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合には、手数料は返還しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署で受検申請受理後に交付する。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験に合格しなかった者については、平成23年9月30日(金)の実技試験を行わない。また、実技試験においても、試験の途中に合格点に達しないこととなった者に対しては、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 検定当日の受付時間は、午前9時から午前9時20分までとする。

(2) 検定受検時の携行品及び服装

ア 学科試験

受検票、筆記用具及び試験を受けやすい服装とすること。

イ 実技試験

(ア) 受検票、警笛、室内用の靴及び屋外用の靴を持参すること（雨天時は雨合羽を持参すること。）。

(イ) 服装は、警備業に従事している者は、制服、制帽（ヘルメット可）とし、その他の者は、運動帽と作業服等活動しやすい服装とすること（ジャージ、Tシャツは不可）。

(3) 検定についての不明な点は、秋田県警察本部生活安全企画課営業指導係（電話018-863-1111）に問い合わせること。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号